

地域医療支援事業運営管理規程

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「センター」という。）が地域の基幹病院として、救急医療を始め、かかりつけ医から紹介された専門的治療が必要な患者の診断・治療を行うなど、地域の診療所やクリニック等を支援することを方針とする。さらに、地域医療機関や施設との機能分担を図り、地域医療の向上に資するため、病院が行う地域医療支援事業（以下「支援事業」という。）の運営について必要事項を定めるものとする。

(支援事業の範囲)

第2条 病院が行う支援事業としての共同利用の範囲は次の通りとする。

- 1) 外来・入院患者診療への参加
 - 2) 手術への参加
 - 3) 放射線診断機器（CT、MRI）の利用
 - 4) 研究施設（会議室・図書室）の利用
 - 5) 共同連携ベッドの利用
- 2 救急医療の提供
 - 3 地域の医療従事者に対する研修の実施

(紹介患者に対する医療の提供)

第3条 病院は地域医療機関からの紹介患者に対し、高度先進医療と安全な医療を提供する。

- 2 病院は病状が安定した患者については、紹介元医療機関または地域医療機関へ逆紹介する。

(登録医療機関)

第4条 登録医療機関の選定は、総合医療相談部運営委員会において、地域医療連携推進活動状況及び当該年度の紹介患者、逆紹介患者状況をもとに、埼玉県東部地区より選定し診療部長会の承認を得て決定する。

- 2 登録医療機関の申請及び項目変更等における細則を別に定める。

(登録医療機関の責務)

第5条 登録医療機関は、刑法第134条第1項（秘密漏示）に準拠し、病院より知り得た患者の個人情報及び診療内容について守秘義務を遵守する。

(登録医療機関の有効期限)

第6条 登録医療機関の有効期限は基本的に1年間とし、双方からの申し出がなければ自動継続とする。

- 2 登録医療機関が病院にとって不相当と判断した場合は、総合医療相談部より総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

（登録医）

第7条 第4条第1項の規程により登録された医療機関の医師を登録医という。

- 2 病院は共同利用する登録医に対し、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

（共同利用の申請）

第8条 登録医療機関は、第2条に規程する共同利用を行う場合は、（別紙第3号様式）をもって総合医療相談部医療連携部門に申請し、当該部門の指示において共同利用に当たる。

- 2 登録医療機関は、第2条に規程する共同利用を行う場合は、病院組織には属せず、病院職員に対する直接の指示権限は有しない。
- 3 共同利用における細則を別に定める。
- 4 登録医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者は、会議室及び図書室を利用する場合は、（別紙第3号様式）をもって総合医療相談部医療連携部門に申請する。

（救急医療の提供）

第9条 病院は24時間体制で地域医療機関からの紹介に基づく救急医療を行う。

（研修の実施）

第10条 病院は地域医療機関の医療従事者を対象に、地域医療の資質向上を目指し各種研修を行う。

（運営委員会）

第11条 地域医療支援事業の円滑な運営、諸問題を協議することを目的とした運営委員会を設置する。

（総合医療相談部）

第12条 総合医療相談部医療連携部門は事業の円滑な運営のため、登録医からの共同利用の申し込みについて、その受付及び連絡調整を管理し、登録状況を総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会に報告する。

- 2 総合医療相談部相談部門は窓口及び電話での患者相談（要望）に対して、適正かつ真摯に向き合い（別紙第4号様式）をもって対応し、日々の相談記録を医療相談部門システムへ登録後、総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会に報告する。
- 3 総合医療相談部看護支援部門は、地域包括ケアシステムに必要な訪問看護を行う居宅介護支援事業所との連携を図り、居宅サービスにおける情報提供の推進に関して取り進め、日々の訪問看護記録を医療相談部門システムへ登録し、総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会に報告する。
- 4 総合医療相談部医療連携部門は事業の円滑な運営のため、地域医療支援事業に関わる規程及び地域医療支援事業に関わる関連部門の規程について管理し、規程及び細則に変更が生じた場合は総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会の承認を得て取り進める。
- 5 総合医療相談部医療連携部門は事業の円滑な運営のため、関連部門（放射線部、看護部、診療記録管理部、庶務課、入院課、外来課、医事保険課）との連携において、地域医療支援病院運営委員会の活動に務める。

（情報公開）

- 第13条 地域医療支援事業及び登録医療機関における情報は、事務部庶務課と総合医療相談部管理のもと、当院正面玄関のインフォメーション及びホームページに掲載する。
- 2 情報公開におけるインフォメーション及びホームページの掲載内容については、総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会に報告する。
- 3 診療並びに病院の管理運営に関する諸記録の閲覧を希望する場合は、（別紙第6号様式）をもって総合医療相談部医療連携部門に申請する。

（規程の改正）

- 第14条 本規程は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会に報告する。

附則（平成 年 規程第 号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。